

河内長野市立日野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

河内長野市立日野コミュニティセンターの指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和元年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立日野コミュニティセンター

2. 指定管理者

団体名 日野コミュニティセンター管理運営委員会

住所 河内長野市日野980番地

代表者 委員長 森下 源一

3. 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 指定管理者を非公募で選定した理由

現在の指定管理者である日野コミュニティセンター管理運営委員会は、日野地区自治会をはじめ同自治会に属する老人会や子供会などの各組織により構成されており、施設の建設経過を理解し、地域特性を活かしたコミュニティ活動を図るなど、指定管理者の条件に最も適した地域住民で構成する団体です。

また、平成16年度の開館以来、地域に根差した施設の管理運営が行われてきた状況から判断し、引き続き指定管理者として指定することが適切であると判断しました。

(2) 指定管理者の評価

日常の施設利用において、市内各地域の方々の方が多く施設を利用されており、同施設で行われている「みのでまつり」や「日野地区盆踊り」などについても、市内各地域から多くの方々が増しに参加されており、これまでの施設運営に際しても住民の平等利用は確保されております。

また、同委員会の活動や事業に際しても、日野地区自治会との連携など地域住民の活動や地域ボランティア活動の積極的な活用を図り、地域コミュニティ活動と合わせて、経費節減にもつながる施設運営が行われており、特に夜間の施設管理は施設利用が無い

時には閉館とするなど、経費節減を心がけた施設運営が図られております。

そして、地域ボランティアを活用した施設の清掃活動、地域住民による夜間の施設管理体制、休館日等の緊急時にも対応可能な組織など、地域住民組織を母体としていることから、安定した物的能力及び人的能力を有しております。また、地域住民組織をベースに当委員会が組織されていることから、日野地区に承継されている日野地区獅子舞の文化伝承活動、地域に密着したコミュニティ活動である盆踊りなど、地域ニーズに合わせた事業の実施が行われております。

5. 総評

上記のとおり、日野コミュニティセンター管理運営委員会を候補者として決定し、令和元年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立日野コミュニティセンターの指定管理者として指定いたしました。